

○ご安全にお取引いただくために

1. 通帳・印鑑の盗難、キャッシュカードの盗難・偽造にご注意

- 通帳や印鑑はもちろんのこと、キャッシュカードやご本人であることを示す各種資料（運転免許証・パスポートなど）につきましても、別々且つ厳重に保管してください。
- 万一、通帳・ご印鑑・キャッシュカードのいずれか1つでも紛失された場合は、ただちにお取引のJA・信連にご連絡ください。

2. キャッシュカードや暗証番号の取扱いにご注意

- 暗証番号には生年月日・電話番号・車のナンバー等他人から推測されやすい番号のご利用はお避けください。推測されやすい番号をご利用されている場合は、速やかに変更されることをお勧めします。
- キャッシュカードの暗証番号はキャッシュカードのみでご利用されることをお勧めします。
- ATMによる預貯金の引き出し等の際に暗証番号を後ろから盗み見られたり、他人に知られたりしないようご注意ください。
- JA・信連の職員、警察官が店舗外や電話等で暗証番号をお尋ねすることはありません。不審な場合には直ちにお取引のJA・信連へご照会ください。

3. 不正な請求（振込詐欺）にご注意

- ヤミ金融業者などによる法外・強引な返済請求や身に覚えのない請求があった場合には、安易に振込などを行わないようご注意ください。
- 孫や親戚を装い交通事故の示談金や借金返済などが必要であると偽って現金の振込を要求する、いわゆる「オレオレ詐欺」の被害も拡大しています。
- 不審に思われる場合は最寄りの警察・財務局・都道府県の相談窓口等にご相談ください。

4. スリやひったくりなどにご注意

- 引出・預入の際の現金やキャッシュカードを狙ったスリやひったくりなどにご注意ください。
- 犯人は「お金が落ちている」や「洋服が汚れている」等と話しかけてお客様の気をそらして現金やATMの挿入口にあるキャッシュカードを盗んだり、尾行や待ち伏せをしたりするなどして犯行に及んでいます。
- 現金を持ち歩かれる時は十分に注意して、被害に遭った時は大声で近くの人に助けを求めると同時に110番に通報してください。
- キャッシュカードを盗まれた場合にもお取引のJA・信連に連絡するだけでなくすぐに110番に通報してください。

5. 金融機関等を装った電子メール詐欺にご注意

- 金融機関等であるかのように装った電子メールを送信してメールの受信者を当該金融機関のホームページに似せた偽のホームページへ誘導して、暗証番号等の重要情報を不正入手する電子メール詐欺（フィッシング詐欺）が発生しています。
- JA・信連ではホームページ・電子メール等で、キャッシュカードやFBサービス等の銀行取引で使用する暗証番号等を照会するようなことは行いませんので、暗証番号等の重要情報を心当たりのない電子メールのリンク先ホームページへ入力されたり、電子メールにて回答されたりすることのないようご注意ください。不審な場合には、ただちにお取引のJA・信連へご照会ください。

6. 本人確認にご協力ください

- J A・信連では、口座開設などにあたり法律に基づいてご本人の確認をさせていただいておりますが、通帳や印鑑の偽造・盗難などによりお客様の大切な財産が不正に引き出されることや口座の不正利用を防止するために、貯金の払い戻し時などに改めてご本人様と確認できる確認書類の提示を求めることやご利用目的をお伺いすることがありますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

7. 口座の売買はできません

- 貯金規定では第三者による口座の利用を禁止させていただいておりますので、口座を売ることや貸すことはできません。
貯金規定に違反する場合は口座ご利用の停止、もしくは解約させていただく場合がございます。